（企画調査課の所掌事務）

第三十四条　企画調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　［略］

二　国民経済計算の体系の整備及び改善を行うこと（国際基準課、地域課及びサテライト勘定課の所掌に属するものを除く。）。

三　［略］

第三十五条～第四十条　［略］

［条を削る。］

（地域課の所掌事務）

第四十一条　地域課は、国民経済計算の体系のうち地域経済計算の体系の整備及び改善を行うこと（国際基準課の所掌に属するものを除く。）並びに国民経済計算のうち地域経済計算を作成することをつかさどる。

（サテライト勘定課の所掌事務）

第四十二条　サテライト勘定課は、国民経済計算の体系のうちサテライト勘定に関する経済計算の体系の整備及び改善を行うこと（国際基準課の所掌に属するものを除く。）並びに国民経済計算のうちサテライト勘定に関する経済計算を作成することをつかさどる。

第四十三条～第四十五条　［略］

第二節　迎賓館

第四十六条～第五十六条　［略］

第三章　特別の機関

第五十七条～第六十二条　［略］

［条を削る。］

（企画調査課の所掌事務）

第三十三条　企画調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　［同上］

二　国民経済計算の体系の整備及び改善を行うこと（国際基準課及び地域・特定勘定課の所掌に属するものを除く。）。

三　［同上］

第三十四条～第三十九条　［同上］

（地域・特定勘定課の所掌事務）

第四十条　地域・特定勘定課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国民経済計算の体系のうち地域経済計算の体系の整備及び改善を行うこと（国際基準課の所掌に属するものを除く。）並びに国民経済計算のうち地域経済計算を作成すること。

二　国民経済計算の体系のうち特定勘定に関する経済計算の体系の整備及び改善を行うこと（国際基準課の所掌に属するものを除く。）並びに国民経済計算のうち特定勘定に関する経済計算を作成すること。

［条を加える。］

［条を加える。］

第四十一条～第四十三条　［同上］

第二節　迎賓館

第四十四条～第五十四条　［同上］

第三章　特別の機関

第五十五条～第六十条　［同上］

（児童手当管理室及び企業主導型保育事業等担当室並びに企画官及び業務管理体制検査官）

第六十一条　子ども・子育て本部に、児童手当管理室及び企業主導型保育事業等担当室並びに企画官及び業務管理体制検査官を置く。

2　児童手当管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　児童手当に関すること（児童手当制度に関する企画及び立案に係るものを除く。）。

二　年金特別会計の子ども・子育て支援勘定の経理に関すること（厚生労働省の所掌に属するものを除く。）。

三　年金特別会計の子ども・子育て支援勘定に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。

3　児童手当管理室に、室長を置く。

4　室長は、統括官を助け、児童手当管理室の事務を掌理する。

5　企業主導型保育事業等担当室は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条の二に規定する事業（以下この条において「企業主導型保育事業等」という。）に関する事務をつかさどる。